

重要事項説明書

指定介護老人福祉施設 北斗園



入所者名 _____

社会福祉法人 容山会

介護老人福祉施設 北斗園 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 提供できるサービスの地域

施設名	指定介護老人福祉施設 北斗園
指定番号	4771100015号
所在地	沖縄県国頭郡国頭村字辺土名1692番地
管理者の氏名	小川 章 夫
電話番号	0980-41-2270
F A X 番号	0980-41-5995
サービスを提供する地域	全国

(2) 施設の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元化	1人
医 師	健康管理及び療養上の指導	1人（非常勤1人）
生活相談員	生活相談及び指導	1人以上（常勤1人）
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1人以上
介護職員	介護業務	常勤換算方法27人以上
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	常勤換算方法で3人以上 常勤を常時1人以上配置
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1人以上
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1人以上
調理員	給食業務	8人
事務員	必要な事務	5人以上

(3) 職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	早出 : 07:00～16:00 6人～9人 午前 : 07:00～12:00 08:00～13:00 2人～4人 遅出 : 09:30～18:45 6人～9人 夜間 : 17:00～09:00 4人
2. 看護職員	早出 : 07:00～16:00 1人～2人 午前 : 07:00～11:00 07:00～13:00 1人～2人 遅出 : 09:30～18:30 1人～2人 午後 : 14:30～18:30 1人
3. 介護支援専門員	通常 : 08:30～17:30 1人 日中 : 09:30～18:30 1人
4. 生活相談員	通常 : 08:30～17:30 1人 日中 : 09:30～18:30 1人
5. 機能訓練指導員	通常 : 08:30～17:30 1人
6. 医 師	毎週火・金曜日 13:00～

(4) 設備の概要

定員 90名

○居室 26室

4人部屋 23室

2人部屋 2室

個室 1室

入所者の居室は、ベッド・枕元灯・床頭台等を備品として備えます。

○食堂 2室

入所者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用できるテーブル・イス・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室 2室

浴室には入所者が使用しやすいよう、シャワーチェアの他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。

○洗面所及び便所 7室

必要に応じて各所に洗面所や便所を設けています。

○機能訓練室 1室

入所者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○医務室 1室

入所者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

○静養室 1室

介護職員室又は看護職員室に隣接して設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

- ① 食事 朝食 08:00～09:00
昼食 12:00～13:00
夕食 18:00～19:00
- ② 介護 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付き添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話
- ③ 入浴 夏場は週3回、冬場は週2回入浴可能です。体調によっては清拭となる場合があります。
- ④ 機能訓練 機能訓練室や各班のフロアや入所者の居室において入所者の状況に応じて個別の機能訓練やグループ(大人数、少人数)での機能訓練を実施します。
- ⑤ 理容・美容 必要時、理容・美容サービスを実施しています(料金は自己負担)
- ⑥ レクリエーション グループレク、班別レク、合同レク等を定期的に行っています。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します

□介護報酬告示額

(1) 基本料金

ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
自己負担額	589円	659円	732円	802円	871円

(2) 加算料金等

※算定は未実施

初期加算(入所時及び30日超再入所時)	300円/日	算定
自己負担額	30円/日	
サービス提供強化加算(Ⅲ)	60円/日	算定
自己負担額	6円/日	
看護体制加算(Ⅰ)	40円/日	算定
自己負担額	4円/日	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	130円/日	算定
自己負担額	13円/日	

栄養マネジメント強化加算	110円/日	算定
自己負担額	11円/日	
療養食加算(特別な検査食提供の場合)	60円/回	算定
自己負担額 ※1日につき3回を限度	6円/回	
ADL維持加算(Ⅰ)	300円/月	算定
自己負担額	30円/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	30円/月	算定
自己負担額	3円/月	
排せつ支援加算(Ⅰ)	100円/月	算定
自己負担額	10円/月	
自立支援促進加算	3000円/月	算定
自己負担額	300円/月	
生産性向上推進体制加算	100円/月	算定
自己負担額	10円/月	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	500円/月	算定
自己負担額	50円/月	
安全対策体制	200円(入所時に1回)	算定
自己負担額	20円(入所時に1回)	
若年性認知症入所者受入加算	1200円/日	算定
自己負担額	120円/日	
看取り介護加算(Ⅰ)	72円(死亡日45日前～31日前)	算定
	144円(死亡日30日前～4日前)	
	680円(死亡日前々日、前日)	
	1,280円(死亡日)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に13.6%を乗じた単位数で算定	

□その他の費用

(1) 「居住費」 及び 「食費」 1日あたりの金額

	居住費	食 費
多床室	915円	1,445円

※ 一定の所得を有する入所者については、室料相当分の居住費を求めます。

※ 介護負担限度額認定証に記載されている、居住費・食費の額といたします。

(2) 運営基準（厚生省令）で定められた

区 分	金 額	内容の説明
理美容代	1,000円/回	散髪
日用品費	実費相当額	入所者の希望によって施設が提供する日用品費
インフルエンザ コロナ予防接種	実費相当額	入所者の健康管理費

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の職員にご一報下さい。
- ②入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけて下さい。
- ③施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ④職員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご入所者及び職員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

10. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います

11. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生または再発防止するため、指針やマニュアルの整備を行うとともに、職員に対して研修を行います。

虐待(疑いを含む)等が発生した場合は、速やかに国頭村へ通報し、対策並びに再発防止できるよう努めます。

13. 感染症及びまん延防止

感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の開催、指針やマニュアルの整備を行うとともに、職員に対して研修を行います

14. 業務継続計画

感染症や自然災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

15. ハラスメント対策

事業者は、ハラスメントの対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、指針の周知・啓発、相談体制の整備などの措置を講じます。

16. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：仲間正人 ・ 宮城久美子（生活相談員）

ご利用時間：月～金曜日 08時30分～17時30分（土日、祝日を除く）

ご利用方法 電話 0980-41-2270

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

〒 905-1495 沖縄県国頭村字辺土名121番地

国頭村役場福祉課

電話 0980-41-2765 FAX 0980-41-2914

受付時間：08時30分～17時30分（土日、祝日を除く）

〒 903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会

電話 098-882-5704 FAX 098-882-5714

E-mail kujou@okisyakyo.or.jp

受付時間：09時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

〒 900-8559 沖縄県那覇市西3丁目14番18号 (国保会館)
沖縄県国民健康保険団体連合会
電話 098-860-9026 (FAX兼用)
受付時間:08時30分~17時30分 (土日、祝日を除く)

※苦情処理第三者委員

氏名 宮城樹正 住所 国頭村字辺土名 88 番地 電話 0980-41-5035
氏名 大城正和 住所 国頭村字辺土名 2019-1 番地 電話 090-3794-8790
公平中立な立場で、苦情受けつけ相談にのっていただける委員です。

13. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

① 国頭村立診療所 (内科)
医 師 諫 山 義 人
所 在 地 国頭村字辺土名1437番地
電 話 0980-41-5380
② 県立北部病院 (総合)
所 在 地 名護市字名護1609
電 話 0980-52-2719
入院設備 有
③ 北部地区医師会病院 (総合)
所 在 地 名護市字宇茂佐1712-3
電 話 0980-54-1111
入院設備 有
④ 大宜味村立歯科診療所 (歯科)
所 在 地 大宜味村字塩屋987番地の3
電 話 0980-44-2222
⑤ 北部皮膚科クリニック (皮膚科)
所 在 地 名護市大北3-9-7
電 話 0980-54-4912

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められた場合には、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 重要事項の変更について

介護保険において重要事項説明書の内容に変更が生じた際は、変更部分の内容を示す文書の交付を以て同意を得ることとします。

19. 施設サービス計画書について

介護支援専門員・相談員・介護員・看護師・訓練員・栄養士等多職種で、入所者に必要なサービスを検討し、おおよそ6ヶ月毎に一人ひとりの施設サービス計画書に沿って提供します。又、それまでに提供してきたサービスの評価・見直しを行います。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

沖縄県国頭郡国頭村字辺土名1692番地
指定介護老人福祉施設 北斗園
(指定番号 4771100015号)

<代表者>

社会福祉法人 容山会
理事長 大城 武 印

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、重要事項説明を受け同意しました。

<入所者>

住 所

氏 名 印

<代理人>

住 所

氏 名 印 (続柄)